令和元年6月24日 資料No.2-3 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

保育課

幼児教育・保育の無償化の対象施設について

区分	子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
対象施設	【特定教育・保育施設】 ・保育園 ・幼稚園 ・認定こども園 【特定地域型保育事業】 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業	【特定子ども・子育て支援施設等】 ・認定こども園(国立・公立大学法人立) ・幼稚園(未移行)、特別支援学校(幼稚部) ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・認可外保育施設(認証保育所、ベビーシッター含む) ※届出あり

※企業主導型保育事業は、子ども・子育て拠出金により無償化されます。